平成２２年（フ）第８１１号
大阪府堺市美原区小寺393番地２
債務者　株式会社ワイズ
代表取締役　村上　康彦
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８１２号
大阪府堺市美原区小寺393番地２
債務者　株式会社アクア関西
代表取締役　村上　康彦
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
群馬県渋川市北橘町分郷八崎644番地
債務者　有限会社室本板金塗装工業
代表者代表取締役　室本　和秀
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小磯　正康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前11時30分
前橋地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１２５号
釧路市芦野１丁目19番19号
債務者　鍋谷　彰一
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅地　　理
４　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月２日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２８３号
神奈川県平塚市真田830番地の１
債務者　神崎　久子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川範子
４　破産債権の届出期間　平成22年７月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３０９号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1379番地３
債務者　岩城　公明
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　船津　大介
４　破産債権の届出期間　平成22年７月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１７号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字小橋120番地１
債務者　太田　丈彦
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千葉　達朗
４　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午前11時40分
６　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
福島市沖高字樋越１番地の14
債務者　伊藤　七郎
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　槇　　裕康
４　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２０３号
山梨県北杜市白州町白須232番地
債務者　原田屋こと　原　　鈴香
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　甲光　俊一
４　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸294番地１
下郷団地―５
債務者　武藤　茂光
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷田　　良
４　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月24日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３２１号
盛岡市西仙北２丁目５番11号　シャトルコガネ203号、申立時の住所盛岡市上田堤１丁目12番28号
債務者　関畑　正昭
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大和久政也
４　破産債権の届出期間　平成22年７月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１２号
山口県宇部市中央町２丁目11番28号
債務者　坂田　克己
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近本佐知子
４　破産債権の届出期間　平成22年７月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午後２時20分
６　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８３号
釧路市阿寒町中央１丁目10番４号
債務者　佐々木律子
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
４　破産債権の届出期間　平成22年７月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１２２８号
名古屋市中村区八社２丁目４番地　さんこおるぜにがめ205号
債務者　片山　順子
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　岳弘
４　破産債権の届出期間　平成22年６月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午後２時
６　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４９号
金沢市八日市１丁目268―４、住民票上の住所金沢市八日市出町952番地
債務者　田中　啓子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　労網　大介
４　破産債権の届出期間　平成22年７月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午後４時
６　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
金沢地方裁判所